

○電話による少年相談実施要領の制定について

(平成31年3月5日沖例規少第2号)

沖縄県警察における電話による少年相談の実施要領については、電話による少年相談の開設について(昭和50年5月13日付け沖例規防第4号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、電話による少年相談の名称ヤング・テレフォンコーナーからヤングテレホンに変更するほか、電話番号を新たにフリーダイヤルとするなど、所要の見直しにより、別添のとおり「電話による少年相談実施要領」を制定し、平成31年3月5日から運用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は同日付けで廃止する。

第1 趣旨

この要領は、少年又はその保護者等(以下「相談者等」という。)から電話による少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る相談に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該相談の内容に応じ、必要な指導、助言その他の支援を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 名称

電話による少年相談の名称は、「ヤングテレホン」とする。

第3 設置場所及び使用電話

設置場所は生活安全部少年課少年サポートセンターとし、使用する電話番号は0120-276-556とする。

第4 少年相談担当責任者

- 1 ヤングテレホンの少年相談担当責任者は、生活安全部少年課長をもって充てる。
- 2 少年相談担当責任者は、ヤングテレホンで取り扱う少年相談の処理に関する事務を総括するものとする。

第5 受付時間

- 1 平日は、午前9時30分から午後6時15分までとする。
- 2 執務時間外は、留守番電話機能により警察安全相談を案内して警察本部の当直員が対応することとし、同当直員は少年相談に係る内容、措置区分等について当直責任者の指揮の下に処理するとともに、当直責任者は広報相談課長に引き継ぐものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 受理に当たっては、ヤングテレホンであることを明確に告げること。
- 2 相談者等から寄せられる少年相談については、その内容いかんにかかわらず受理するとともに、相談者の意向を尊重し、秘密の保持に配慮すること。
- 3 切な支援が継続できるよう、相談者等の住所、氏名等を可能な限り聴取するものとするが、相談者等が拒む場合は匿名として取り扱うこと。
- 4 電話によって受理した少年相談であっても、面接による少年相談が適当と認められるときは、相談者等の同意を得て面接し、指導、助言その他の支援を行うこと。
- 5 即答できない相談については、所要の調査を行うなどの措置を講じた後、改めて回答し、他の行政機関又は専門機関が行うことが適当と認められるときは、相談者等にその趣旨を説明し、理解を得た上で当該他の行政機関又は専門機関に引き継ぐなど適切な措置を講ず

ること。

- 6 相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談その他緊急を要する事態に発展するおそれがあるときは、少年相談担当責任者及び当該相談に係る捜査を主管する警察本部の課長又は警察署長に即報するとともに、適切な措置を講ずること。

第7 報告

電話による少年相談を受理したときは、その都度、沖縄県警察安全相談業務に関する訓令（平成13年沖縄県警察本部訓令第2号）第15条に定める相談処理表により、少年相談担当責任者に報告すること。

附 則